

令和 7 年 度

大都市財政の実態に即応する
財源の拡充についての要望

令和 6 年 10 月

指 定 都 市

目 次

○要望の背景	1
--------------	---

○要望事項

<税制関係>

1 真の分権型社会の実現のための国・地方間の税源配分のは是正	3
2 大都市特有の財政需要に対応した都市税源の拡充強化	5
3 事務配分の特例に対応した大都市特例税制の創設	7
4 個人住民税の一層の充実	9
5 固定資産税等の安定的確保	11

<財政関係>

6 国庫補助負担金の改革	15
7 国直轄事業負担金の廃止	17
8 地方交付税の必要額の確保と臨時財政対策債の廃止	19
9 地方債制度の充実	21

大都市財政の実態に即応する財源の拡充についての要望

指定都市では、社会経済情勢の変化に伴う社会保障制度、生活環境や都市機能の充実・向上のための財政需要が増加しているほか、道府県から移譲されている大都市特例事務を担っていますが、現状において税制・財政上の措置は十分ではありません。加えて、地方法人税導入により、都市税源の更なる確保が厳しい状況となっています。また、徹底した行財政改革に取り組んでいますが、過去の経済対策に呼応した社会資本整備などに係る借入金の償還が大きな負担となっています。さらに、全国的に多発する大規模災害からの復旧や復興、防災・減災対策や国土強靭化の取組のほか、物価高への対応などに多額の経費が見込まれ、財政運営は極めて厳しい状況に置かれています。

このような状況の中でも引き続き、圏域における中枢都市として、日本を牽引するエンジンとなり、日本経済の持続的な成長やSDGsの達成に向けて、先駆的かつ先導的役割を果たすことが不可欠です。また、物価高への対応に加え、こども・子育て政策の強化、自治体デジタル・トランスフォーメーション(DX)の推進、脱炭素社会の実現、持続可能な学校体制づくり、社会資本の長寿命化等の緊急かつ重要な施策を積極的に推進していく必要があります。そのため、国・都道府県・市町村の役割分担や事務権限を明確にした上で、適切な財源が措置されることが重要です。

眞の分権型社会の実現に向け、国と地方の役割分担を抜本的に見直した上で、新たな役割分担に応じた税の配分となるよう、消費税・所得税・法人税など複数の基幹税からの税源移譲により税源配分の是正を行うなど、地方税財源を拡充強化するとともに、増大する財政需要に対応し、自主的かつ安定的な財政運営を行うため、国の歳出削減を目的とした安易な地方交付税の削減等を行うことなく、必要な地方財源の総額を確保し、都市税源の拡充強化を図ること等により、大都市の実態に即応した税財政制度を確立することが重要です。

つきましては、次のとおり税財政制度の改正が行われるよう強く要望します。

令和6年10月

指定都市市長会

札幌市長	秋元克広
仙台市長	郡和子
さいたま市長	清水勇人
千葉市長	神谷俊一
川崎市長	福田紀彦
横浜市長	山中竹春
相模原市長	本村賢太郎
新潟市長	中原八一
静岡市長	難波喬司
浜松市長	中野祐介
名古屋市長	河村たかし
京都市长	松井孝治
大阪市長	横山英幸
堺市長	永藤英機
神戸市長	久元喜造
岡山市長	大森雅夫
広島市長	松井一實
北九州市長	武内和久
福岡市長	高島宗一郎
熊本市長	大西一史

指定都市議長会

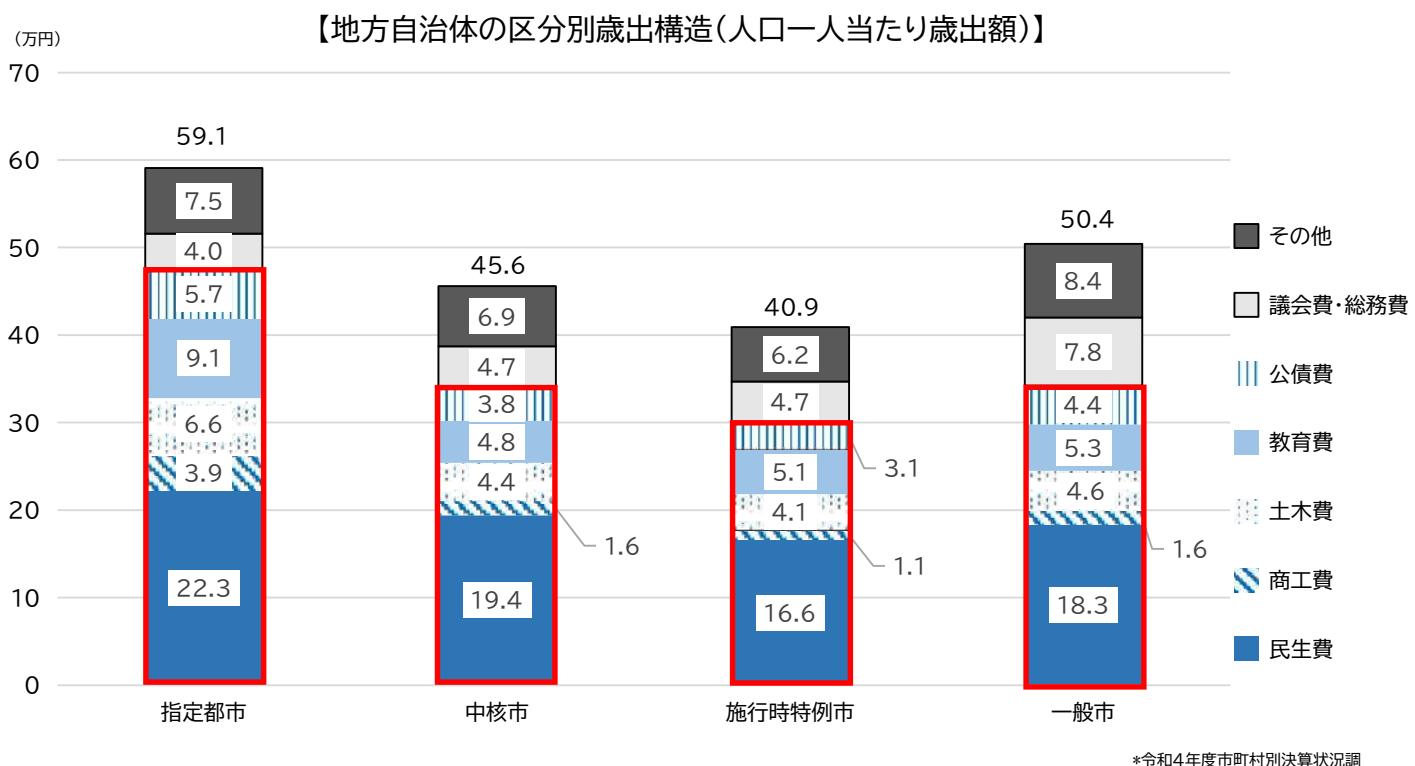
札幌市議会議長	飯島弘之
仙台市議会議長	橋本啓一
さいたま市議会議長	帆足和之
千葉市議会議長	石川弘功
川崎市議会議長	青木雄太郎
横浜市議会議長	鈴木太郎
相模原市議会議長	古内明
新潟市議会議長	皆川英二
静岡市議会議長	大村雄一
浜松市議会議長	鳥井孝徳
名古屋市議会議長	田中里佳
京都市議会議長	西村直隆
大阪市議会議長	竹下義隆
堺市議会議長	田渕和夫
神戸市議会議長	坊恭寿
岡山市議会議長	田口裕士
広島市議会議長	母谷龍典
北九州市議会議長	田仲常郎
福岡市議会議長	打越基安
熊本市議会議長	寺本義勝

要望の背景

① 大都市特有の財政需要による高い歳出水準

大都市は、集積性・高次性・圏域における中枢性を有し、日本経済牽引の役割を担う一方で、経済・生活のインフラ問題や福祉の問題など、過密・集中による都市的課題を抱えている。

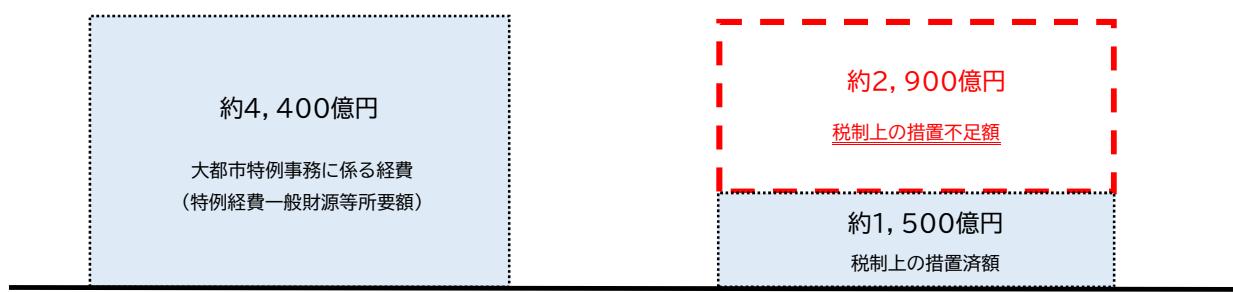
そのため指定都市では、法人需要への対応、都市インフラの整備・維持や都市的課題などへの対応に要する土木費や民生費などの大都市特有の財政需要のほか、道府県から移譲されている特例事務があることから、人口一人当たり歳出額は大きくなる。



② 大都市特例事務に係る税制上の措置不足

道府県から権限移譲された大都市特例事務について、所要額が税制上措置されていない。

【大都市特例事務に係る税制上の措置不足額】



注 県費負担教職員の給与負担に係る経費を含まない。

*令和6年度予算による概算

③ 厳しい財政状況

指定都市では、インフラに多額の整備費が必要であることから、人口一人当たり地方債現在高が突出して高く、地方債償還額が大きくなるため実質公債費比率も高い水準にある。

さらに、指定都市では大都市特有の財政需要に対応する税財政制度が確立していないため、経常収支比率が高いなど厳しい財政状況となっている。



*令和4年度市町村別決算状況調

①大都市特有の財政需要
による高い歳出水準

②大都市特例事務に係る
税制上の措置不足

③厳しい財政状況

大都市特有の財政需要に対応した都市税源の拡充強化など

大都市の特性に合った税財政制度の構築が必要

1 真の分権型社会の実現のための国・地方間の税源配分のは是正

要望 ①

税源移譲により、国・地方間の「税の配分」をまずは5:5とし、さらに、国と地方の役割分担を抜本的に見直した上で、新たな役割分担に応じた「税の配分」となるよう地方税の配分割合を高めていくこと。

[現状と課題]

現状における国・地方間の「税の配分」は6:4である一方、地方交付税、国庫支出金等も含めた「税の実質配分」は3:7となっており、依然として大きな乖離がある。

[要望内容]

地方自治体が事務及び事業を自主的かつ自立的に執行できる真の分権型社会を実現するため、消費税、所得税、法人税等、複数の基幹税からの税源移譲を行い、国・地方間の「税の配分」をまずは5:5とし、さらに、国と地方の役割分担を抜本的に見直した上で、新たな役割分担に応じた「税の配分」となるよう、具体的な工程を明示し、地方税の配分割合を高めていくべきである。

要望 ②

地方自治体間の財政力格差のは是正は、法人住民税などの地方税収を減ずることなく、国税からの税源移譲等、地方税財源拡充の中で地方交付税なども含め一体的に行うこと。

[現状と課題]

地方自治体間の財政力格差のは是正を目的に導入された地方法人税は、単に、法人住民税の一部を国税化し、地方交付税として地方に再配分する制度にすぎず、受益と負担の関係に反し、真の分権型社会の実現の趣旨にも反する不適切な制度である。

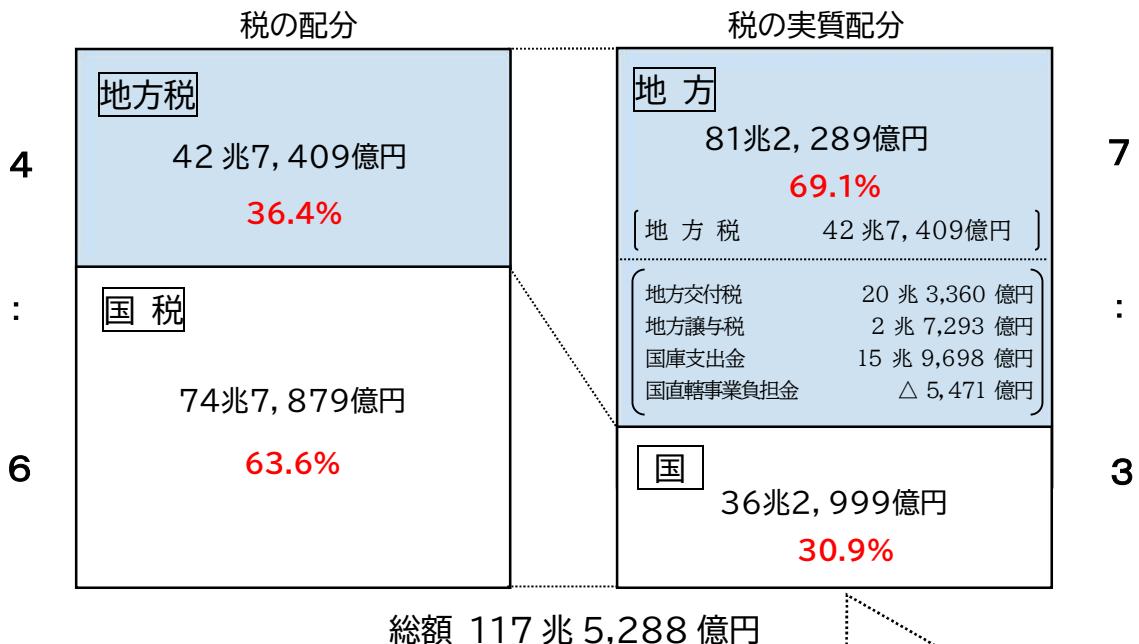
[要望内容]

地方自治体間の財政力格差のは是正は、法人住民税などの地方税収を減ずることなく、国税からの税源移譲や地方交付税の法定率引上げ等、地方税財源拡充の中で地方交付税なども含め一体的に行うべきである。

【国・地方における税の配分状況(令和6年度)】

《現状》

国 6：地方 4



注 国の当初予算額、地方財政計画額による数値である。

地方法人税の拡大及び特別法人事業税の創設の影響により、地方と国との税の配分格差が拡大した。

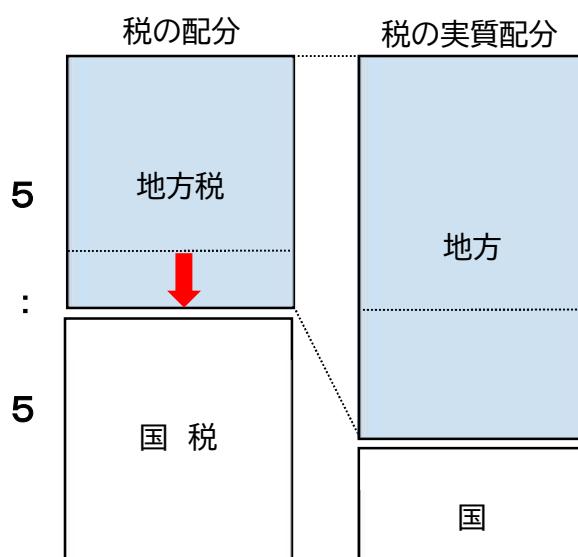
複数の基幹税の配分割合の大幅な引上げなど

税源
移譲

【真の分権型社会の実現】

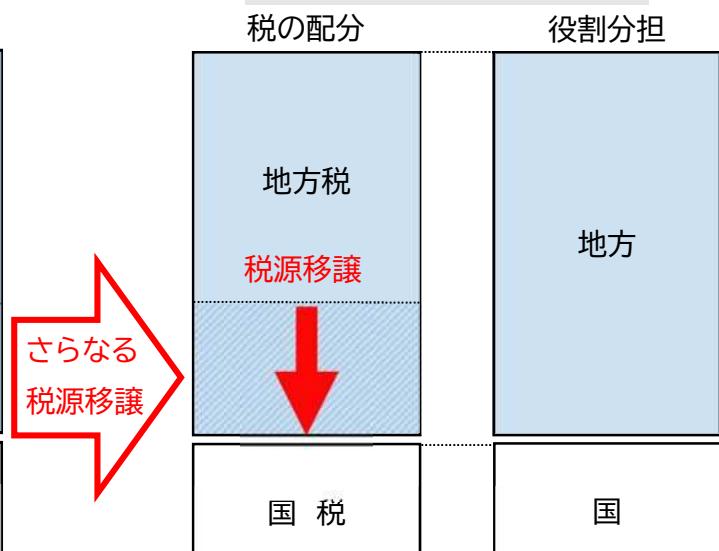
《まずは》

国 5：地方 5



《さらに》

国と地方の新たな役割分担
に応じた「税の配分」



2 大都市特有の財政需要に対応した都市税源の拡充強化

要望 ①

大都市特有の財政需要に対応するため、都市税源である消費・流通課税及び法人所得課税の配分割合を拡充すること。

特に、地方消費税と法人住民税の配分割合を拡充すること。

〔現状と課題〕

指定都市は、圏域の中核都市としての役割や、人口の集中・産業集積に伴う都市的課題から生ずる大都市特有の財政需要を抱えているが、都市税源である消費・流通課税及び法人所得課税の配分割合が極めて低くなっている。

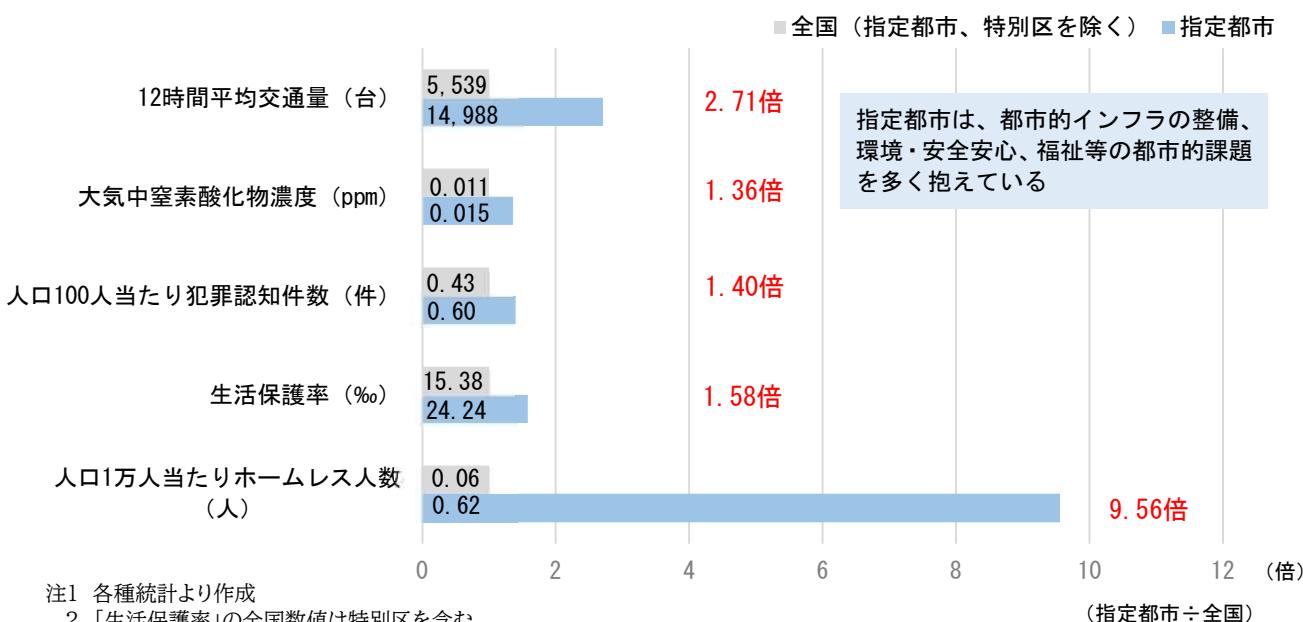
〔要望内容〕

指定都市においては、消費流通活動が活発に行われていること及び法人が産業経済の集積に伴う社会資本整備などの行政サービスを享受していることを踏まえ、消費・流通課税及び法人所得課税の配分割合を拡充すべきである。

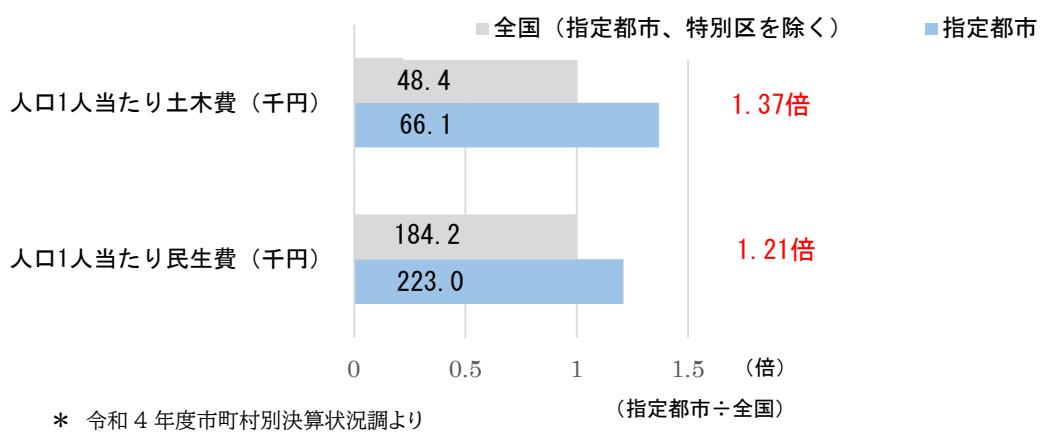
特に、地方消費税は、税源の偏在性が小さく税収が安定した地方の重要な財源であり、また、社会保障財源化分以外の地方消費税については、都市における消費流通活動に伴って必要となる都市インフラの整備等の財政需要を賄うにふさわしい都市税源であるため、より一層の充実を図る必要がある。

また、法人住民税についても、法人が市町村から産業経済の集積に伴う社会資本整備などの行政サービスを享受していることによる、地域の構成員としての応益負担であり、市町村の基幹税目として重要な役割を果たしていることから、その配分割合の拡充を図る必要がある。

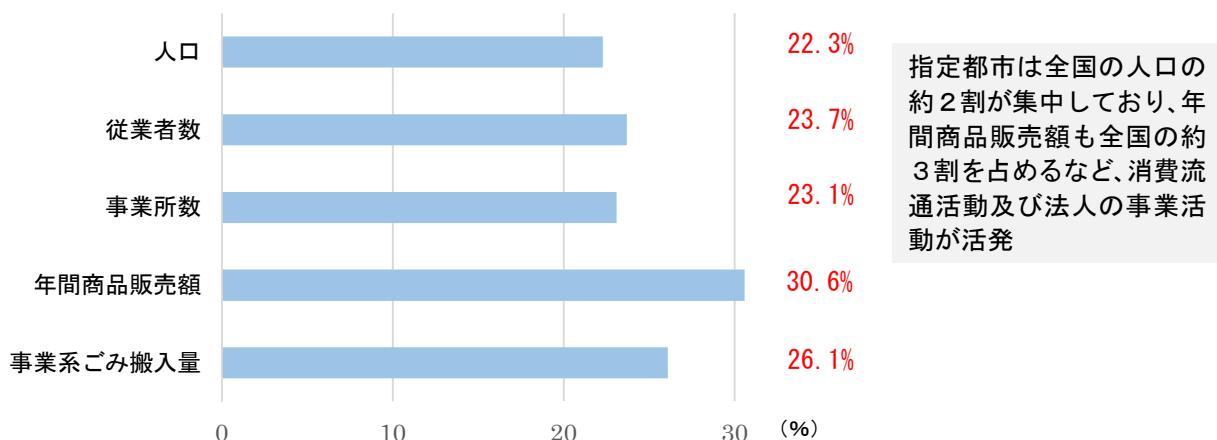
【都市的課題(全国平均との比較)】



【都市的財政需要(全国平均との比較)】

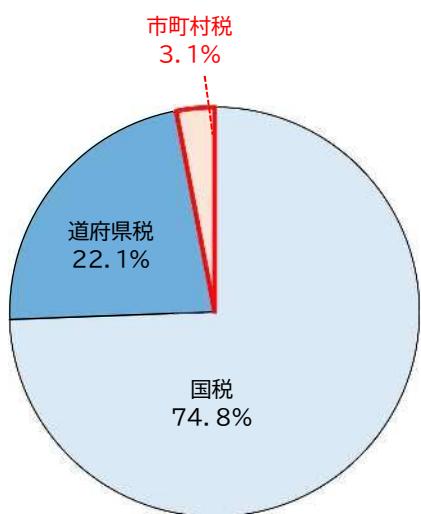


【活発な消費流通活動及び法人の事業活動】 (指定都市の全国シェア)



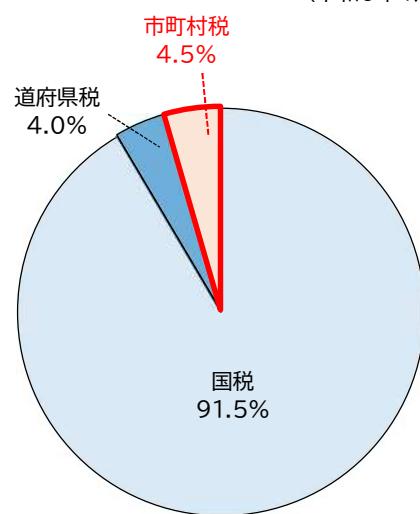
【消費・流通課税の配分割合】

(令和6年4月1日時点)



【法人所得課税の配分割合(実効税率)】

(令和6年4月1日時点)



注1 国の当初予算額、地方財政計画額による数値である。

2 東日本大震災による減免などの金額は含まない。

3 地方消費税交付金など、譲与税・交付金の配分後においても、市町村の配分割合は12.0%に過ぎない。

4 国税のうち消費税の19.5%及び酒税の50%については地方交付税原資とされている。

注1 実効税率は、法人事業税及び特別法人事業税が損金算入されることを調整した後の税率である。

2 資本金が1億円を超える法人を対象とした場合である。

3 国税のうち法人税の33.1%及び地方法人税の全額については地方交付税原資とされ、特別法人事業税については都道府県へ譲与されている。

4 道府県税のうち法人事業税の7.7%が市町村に交付されている。

3 事務配分の特例に対応した大都市特例税制の創設

要 望 ①

道府県から指定都市への移譲事務について、所要額が税制上措置されるよう、税源移譲により大都市特例税制を創設すること。

〔現状と課題〕

指定都市は、事務配分の特例により道府県から移譲されている事務・権限（以下「大都市特例事務」という。）を担っているが、必要な財源については、税制上の措置が不十分である。

また、指定都市の市民は、大都市特例事務に係る行政サービスを指定都市から受けているにもかかわらず、その経費を道府県税として負担しており、応益原則に反し受益と負担の関係にねじれが発生している。

〔要望内容〕

指定都市の大都市特例事務に係る経費のうち、税制上の措置不足額については、個人・法人道府県民税及び地方消費税の複数税目からの税源移譲による税源配分の見直しを行い、大都市特例税制を創設すべきである。

なお、眞の分権型社会を実現していく中で、新たに道府県から指定都市へ移譲される事務・権限に必要な財源についても、指定都市への税制上の措置を講ずるべきである。

【受益と負担の関係のねじれ】

指定都市の市民は

- ・ 大都市特例事務に係る行政サービスは「**指定都市から受益**」
- ・ その経費は「**道府県税として負担**」



大都市特例税制の創設によりねじれを是正

大都市特例事務に係る経費は

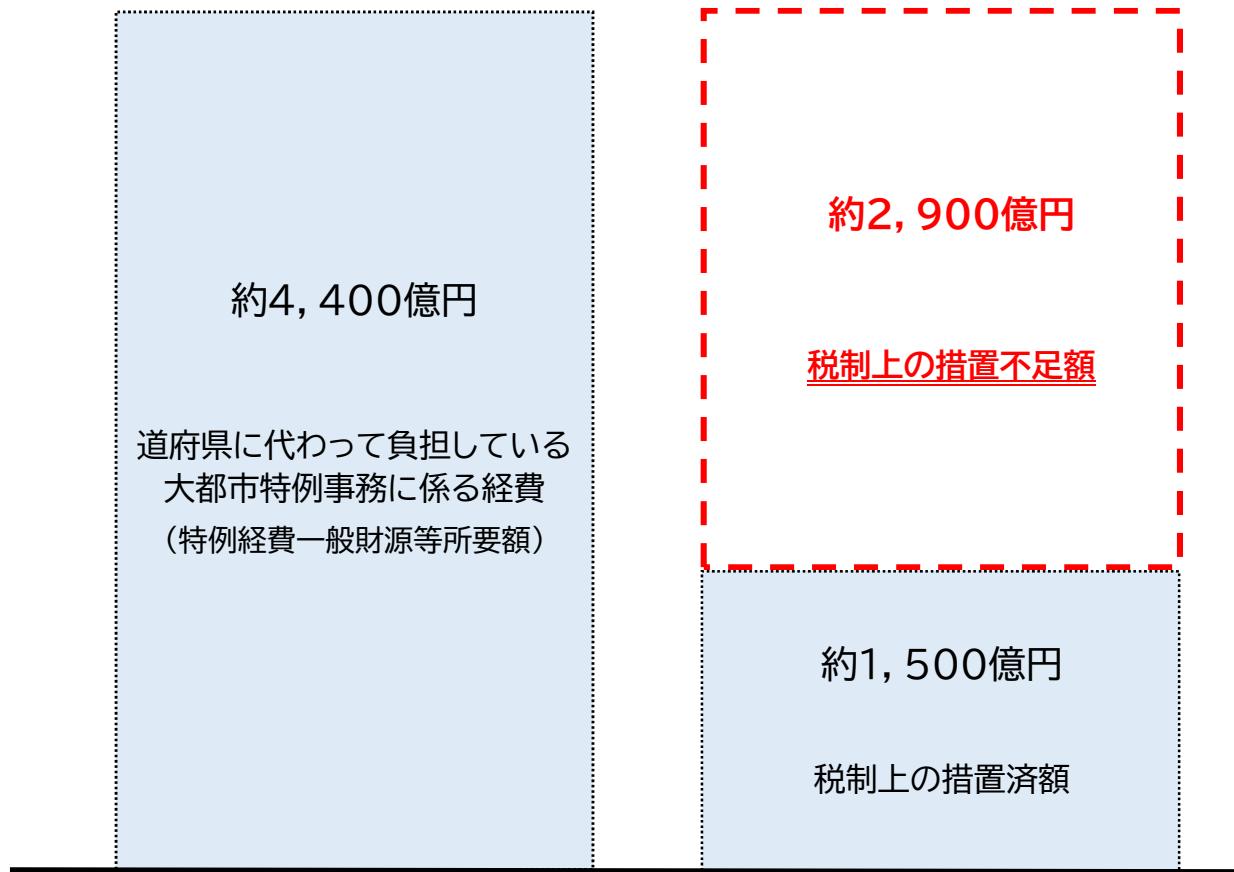
道府県から指定都市への税源移譲による

税源配分の見直し（大都市特例税制の創設）により措置

（個人・法人道府県民税及び地方消費税の複数税目からの税源移譲）

【大都市特例事務に係る税制上の措置不足額】

(令和6年度予算による概算)



【大都市特例事務】

<地方自治法に基づくもの>

- ・児童福祉
- ・民生委員
- ・身体障害者福祉
- ・生活保護
- ・行旅病人及び死亡人
- ・社会福祉事業
- ・知的障害者福祉
- ・母子及び父子家庭並びに寡婦福祉
- ・老人福祉
- ・母子保健
- ・介護保険
- ・障害者自立支援
- ・生活困窮者自立支援
- ・食品衛生
- ・医療
- ・精神保健及び精神障害者福祉
- ・結核予防
- ・難病対策
- ・土地区画整理事業
- ・屋外広告物規制

<個別法に基づくもの>

- ・土木出張所
- ・衛生研究所
- ・定時制高校人件費
- ・国・道府県道の管理
- 等

4 個人住民税の一層の充実

要 望 ①

市町村の基幹税目であり、税収の安定した個人住民税について、国・地方間の税源配分を是正する中で、より一層の充実を図ること。

[現状と課題]

個人住民税は、地域社会の費用を広く分担する税である。

指定都市の市税収入のうち約4割を占める基幹税目となっており、基礎的行政サービスの提供を安定的に支えていく上で極めて重要な税源である。

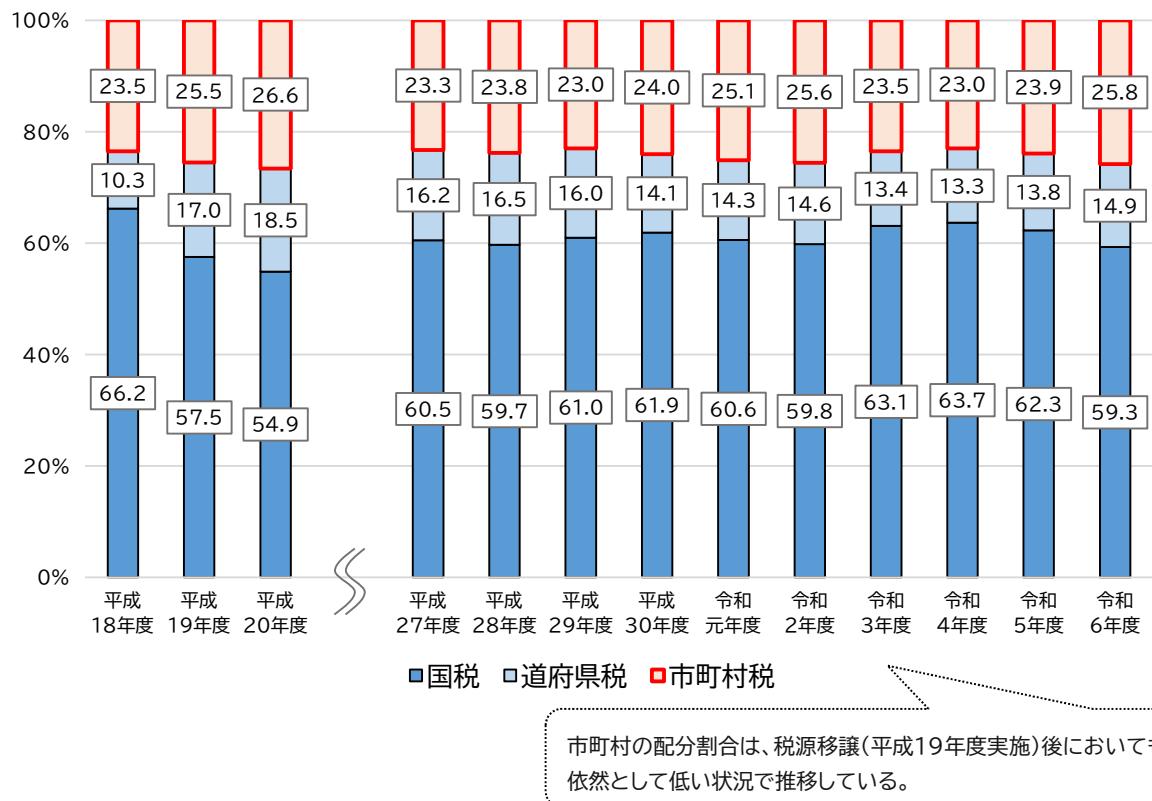
平成19年度に所得税から個人住民税への3兆円規模の税源移譲が実現したものの、依然として市町村への配分割合は低い状況で推移している。

[要 望 内 容]

個人住民税は、市町村の基幹税目であり、税収が安定していることを考慮し、国・地方間の税源配分を是正する中で、より一層の充実を図る必要がある。

【個人所得課税の配分割合の推移】

(平成18年度～令和6年度)



注1 平成18年度から令和4年度までは決算額、令和5年度及び令和6年度は国の当初予算額、地方財政計画額による数値である。

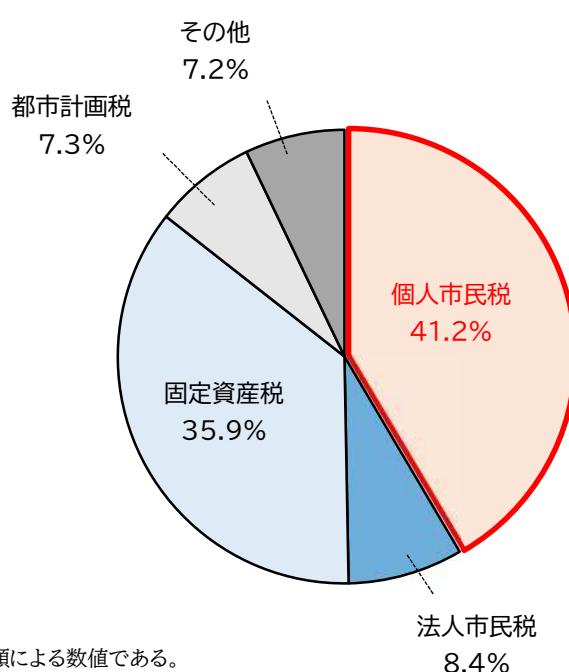
2 東日本大震災による減免などの金額は含まない。

3 平成30年度以降は、県費負担教職員制度の見直しに伴う道府県から指定都市への税源移譲を含む。

4 国税のうち所得税の33.1%については地方交付税原資とされている。

【指定都市の市税収入に占める個人市民税の割合】

(令和4年度)



5 固定資産税等の安定的確保

要望①

固定資産税は、国の経済対策等に用いず、安定的な確保を図ること。

〔現状と課題〕

固定資産税は、指定都市において市税収入の約4割を占めており、税源の偏在性が小さく、住民税と同様に基礎的行政サービスの提供を安定的に支える上で極めて重要な基幹税目である。

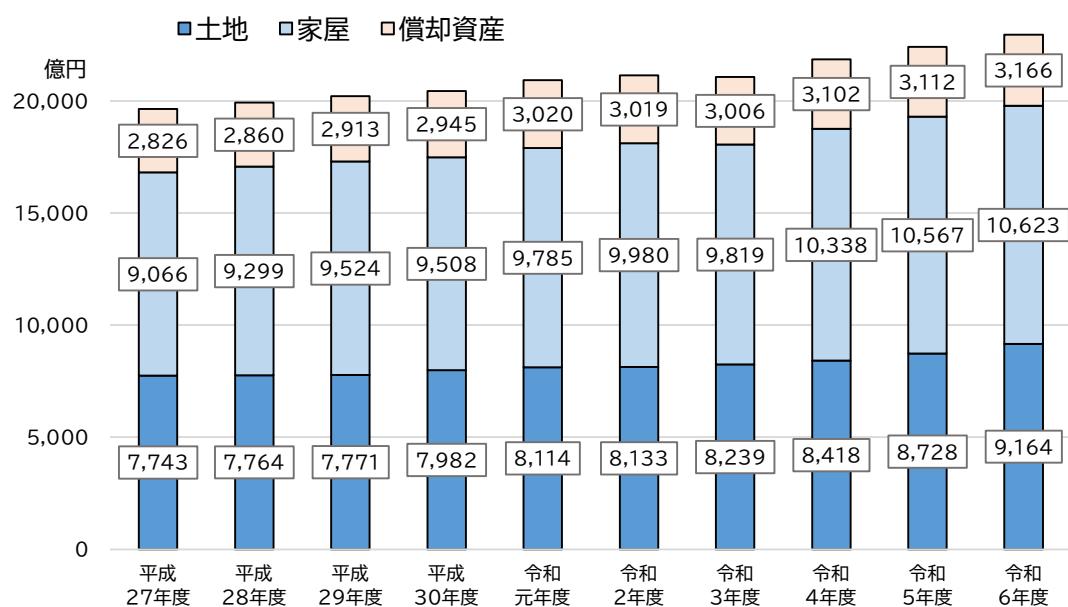
〔要望内容〕

固定資産税は、国の経済対策等に用いず、今後も公平かつ簡素な税制を目指すとともに、その安定的な確保を図る必要がある。

また、令和3・4年度税制改正において講じられた負担調整措置の特例のように、課税標準額の上昇幅を抑制する等の措置は行うべきではない。

【指定都市における固定資産税収の推移】

(平成27年度～令和6年度)

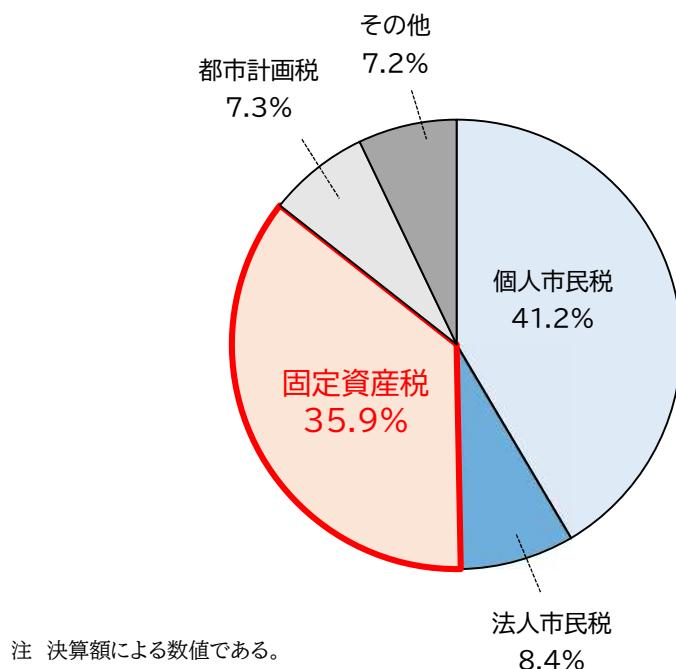


注1 平成27年度から令和4年度までは決算額、令和5年度及び令和6年度は各市の当初予算額による数値である。

2 評価替え年度は、平成27、30、令和3、6年度である。

【指定都市の市税収入に占める固定資産税の割合】

(令和4年度)



要望②

償却資産に対する固定資産税の制度を堅持すること。

[現状と課題]

償却資産に対する固定資産税は、償却資産の所有者が事業活動を行うに当たり、市町村から行政サービスを享受していることに対する応益負担であり、市町村全体で約1.9兆円に上る貴重な安定財源となっている。

[要望内容]

償却資産に対する固定資産税の廃止・縮減を行うことは、市町村財政の根幹を揺るがすものであり、産業振興、地域活性化に取り組む市町村の自主財源の安定性を損なうことにもなることから、本制度を堅持すべきである。

要望③

土地に係る固定資産税の負担調整措置については、現行の商業地等の据置特例を早期に廃止し、負担水準を70%に収斂させること。

〔現状と課題〕

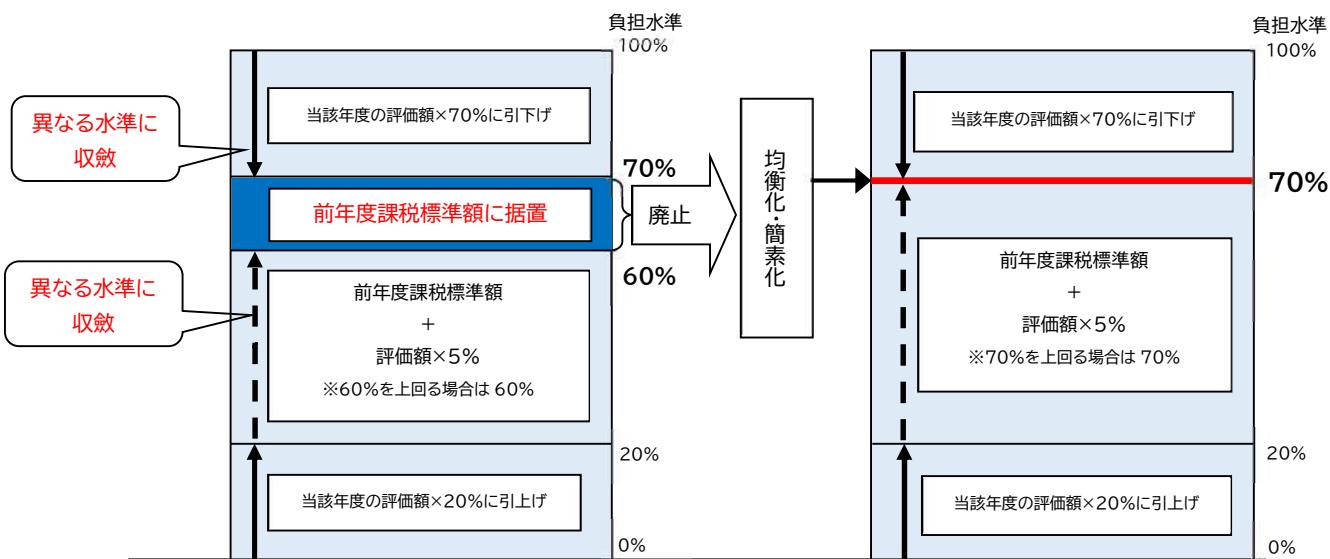
固定資産税に係る商業地等の据置特例については、課税の公平性の観点から、地域や土地によりばらつきのある負担水準（評価額に対する前年度課税標準額の割合）を60%から70%の据置ゾーンに収斂させることを重視した措置が講じられている。

その結果、地価が上昇している場合には負担水準60%に、地価が下落している場合には負担水準70%に収斂され、評価額と税額の高低が逆転する現象が生じるなど、据置ゾーン内において税負担の不公平な状態を固定化しているとともに納税者にとって分かりにくい制度となっている。

〔要望内容〕

土地の負担調整措置については、安定的な財源を確保しつつ、負担水準の均衡化及び負担調整措置の簡素化を図るため、住宅用地と同様に商業地等の据置特例を早期に廃止し、負担水準を70%に収斂させる必要がある。

【負担調整措置の仕組み(商業地等)】



要望④

地方税の税負担軽減措置及び国税の租税特別措置の一層の整理合理化を進めること。

〔現状と課題〕

地方税の税負担軽減措置及び国税の租税特別措置については、これまで見直しが行われてきたが、政策効果が不明確なものがあるなど、なお見直しが不十分な状況にある。

〔要望内容〕

税負担の公平性の観点から適当でないものについては見直しを進めるとともに、国の施策により地方税に影響を及ぼすものについては、地方自治体の自主性・自立性を阻害し、市町村にとって減収の一因となることから、一層の整理合理化を進める必要がある。

特に、固定資産税に係る非課税、課税標準の特例、減額措置等については、住宅ストックの充足や空き家の増加といった現状を踏まえて新築住宅に係る減額措置を見直すなど、社会経済情勢の変化を考慮して、廃止・縮減も含めた抜本的な見直しを行う必要がある。なお、見直しに当たっては、税負担の公平性、固定資産税の安定的確保や地方自治体の自主性・自立性の確保を図る観点から、政策効果等を十分検証し、指定都市を含めた地方自治体の意見を十分に反映させるべきである。

6 国庫補助負担金の改革

要望 ①

国と地方の役割分担の見直しを行った上で、国が担うべき分野については必要な経費全額を国が負担するとともに、地方が担うべき分野については国庫補助負担金を廃止し、所要額を全額税源移譲すること。

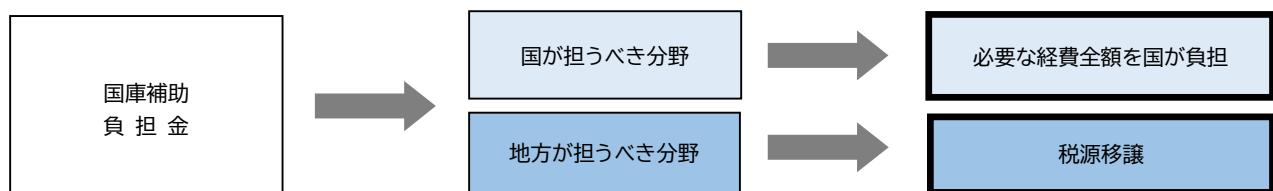
〔現状と課題〕

地方は行政サービスの提供に大きな役割を有しているが、役割分担に応じた税の配分になっておらず、国の関与・義務付けがある国庫補助負担金による対応となっているため、地方の主体的かつ効率的な行政サービスの提供が妨げられている。

〔要望内容〕

真に住民に必要なサービスを地方自らの責任で主体的かつ効率的に提供するためには、国と地方の役割分担の見直しを行った上で、国が担うべき分野については、必要な経費全額を国が負担するとともに、地方が担うべき分野については、国の関与・義務付けの廃止・縮減と併せて、国庫補助負担金を廃止し、所要額を全額税源移譲すべきである。

【「国庫補助負担金の改革」のイメージ】



【税源移譲すべき国庫補助負担金】

事項	主なもの		令和6年度予算額
奨励的補助金 (地財法第16条関係)	投資	防災・安全社会資本整備交付金 社会資本整備総合交付金	1兆1,820億円
	経常	子ども・子育て支援交付金 重層的支援体制整備事業交付金	3,611億円
	義務	地域生活支援事業費等補助金 疾病予防対策事業費等補助金	1,357億円
国庫負担金 (地財法第10条関係)	投資	防災・安全社会資本整備交付金 社会資本整備総合交付金	1兆807億円
	経常	森林病害虫等防除事業費補助金	5億円
	義務	子どものための教育・保育給付交付金 義務教育費国庫負担金	3兆2,454億円
小計			6兆54億円
エネルギー対策特別会計	二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金		682億円
合計			6兆736億円

注 平成16年7月に指定都市市長会が提言した「廃止すべき国庫補助負担金」の未実施分に、それ以降新設された国庫補助負担金のうち税源移譲すべきものを追加したもの。今後も整理を行い、地方が担うべき分野として税源移譲すべき国庫補助負担金があれば追加していく。

要望②

税源移譲がなされるまでの間、地方が必要とする国庫補助負担金の総額を確保するとともに、超過負担を解消すること。

また、地方にとって自由度が高く活用しやすい制度とすること。

〔現状と課題〕

国庫補助負担金については、地方が必要とする額が措置されておらず、特に保育所等運営費や障害者自立支援給付費については、多額の超過負担が生じている。また、国の関与があるため、真に住民に必要なサービスを地方自らの責任で主体的かつ効率的に提供することを妨げている。

〔要望内容〕

税源移譲されるまでの間、地方が必要とする国庫補助負担金の総額を確保するとともに、国と地方の適正な財政秩序を確立するため、その算出の際には、事業実施のために必要かつ十分な金額を基礎とし、超過負担を解消すべきである。

また、事業規模や使途に関する要件の緩和、予算の流用への弾力的対応、事務手続の簡素化、国庫債務負担行為の柔軟な設定等、地方にとって、より自由度が高く活用しやすい制度となるよう見直しを進めるべきである。

なお、三位一体の改革で行ったような単なる国庫補助負担率の引下げは決して行うべきでない。

【国庫支出金対象事業における指定都市の主な超過負担】 (単位:億円)

事業	総事業費 ①	単独事業費 ②	あるべき補助基本額 ③	補助基本額 ④	④/③ ④/(③)	超過負担 ⑤ (③-④)	左に対する あるべき補助金 ⑤×各補助率
保育所等運営費	7,257	468	6,789	5,957	87.7%	832	416
障害者自立支援給付費	8,178	132	8,046	7,658	95.2%	388	208
小・中学校校舎建設費	598	105	493	303	61.5%	190	79
小学校	465	93	372	221	59.4%	151	64
中学校	133	12	121	82	67.8%	39	15
小・中学校屋内運動場建設費	91	14	77	40	51.9%	37	17
小学校	70	13	57	33	57.9%	24	11
中学校	21	1	20	7	35.0%	13	6
合計	16,124	719	15,405	13,958	90.6%	1,447	720

(令和6年度予算による概算)

注1 補助基本額及び国庫支出金については、令和6年度認証額とし、認証の確定していないものは見込額とする。

2 保育所等運営費のあるべき補助基本額は、国の基準による徴収金相当額を控除した額とし、保育料の国の基準による額と実収入額との差は単独事業扱いとする。

また、単に各市の政策的判断により継ぎ足して実施した事務事業に係る経費については単独事業扱いとする。

3 公立保育所運営費等、税源が移譲されているものは対象に含まない。

7 国直轄事業負担金の廃止

要 望 ①

国と地方の役割分担の見直しを行った上で、国が行うこととされた国直轄事業については、地方負担を廃止すること。

また、現行の国直轄事業を地方へ移譲する際には、所要額を全額税源移譲すること。

[現状と課題]

「事務・権限の移譲等に関する見直し方針について」(平成25年12月20日閣議決定)において、直轄道路・直轄河川については、事務・権限の移譲及び財源措置の考え方方が示されたが、国直轄事業負担金の廃止や税源移譲には触れられておらず、地方の意見を十分に反映したものとなっていない。加えて、道路・河川以外の国直轄事業については、国において地方の意見を踏まえ、考え方を早急に明示すべきにもかかわらず、何ら示されていない状況である。

[要 望 内 容]

真の分権型社会の実現に向けて、国と地方の役割分担の見直しを行った上で、最終的に国が行うこととされた国直轄事業については、国の責任で整備を行い、地方負担は廃止すべきである。

また、現行の国直轄事業を地方へ移譲する際には、所要額を全額税源移譲すべきである。

なお、国直轄事業負担金が廃止されるまでの間、国直轄事業の実施に当たっては、効率的な事務執行、コスト縮減を徹底するとともに、負担金を支出する地方の意見や財政状況が反映されるよう、国が事業内容、事業費等を決定する前の計画段階から地方と十分に協議を行い、合意形成できる制度とし、また、その際には詳細な説明と速やかな情報提供を行うべきである。

【国直轄事業(整備分)に対する指定都市の負担】

		国に対して直接支出しているもの	(単位:百万円)
事業名	指定都市における 国直轄事業費	国直轄事業に対する 指定都市の負担額	負担割合
国 道	95,988	33,440	34.8%
港 湾	66,122	24,326	36.8%
計	162,110	57,766	35.6%

注 指定都市の負担額は令和4年度決算による数値である。

道府県等を通じて負担しているもの

(単位:百万円)

事業名	国直轄事業費	指定都市の負担額	負担割合
港 湾	17,505	3,193	18.2%
農業農村整備	6,760	89	1.3%
公 園	2,076	225	10.8%
空 港	27,048	2,664	9.8%
計	53,389	6,171	11.6%

注 指定都市の負担額は令和4年度決算による数値である。

8 地方交付税の必要額の確保と臨時財政対策債の廃止

要 望 ①

地方交付税については、国の歳出削減を目的とした総額の一方的な削減は決して行わず、今後も増大する財政需要や大都市特有の財政需要などを適切に踏まえ、地域社会に必要不可欠な一定水準の行政サービスの提供に必要な額を確保すること。

また、具体的な算定方法を早期に明示することにより、地方交付税額の予見可能性を確保すること。

[現状と課題]

地方交付税は地方の固有財源であり、地域社会に必要不可欠な一定水準の行政サービスを提供するための財源保障機能と税源偏在の調整機能をもつ。

地方では、激甚化・頻発化する自然災害への対応としての防災・減災、国土強靭化に係る取組のほか、こども・子育て政策の強化、団塊の世代が後期高齢者となることに伴う医療・介護の体制整備、地域社会のデジタル化、脱炭素社会の実現に向けた取組等、重要な施策を積極的に推進していく必要がある。加えて、物価高の状況によっては、財政需要の更なる増大が懸念されるところである。

特に指定都市は、住民に最も身近な基礎自治体としての役割に加え、圏域における中枢都市として、日本経済の持続的な成長や新たな行財政課題の解決に向けて先駆的かつ先導的な役割を果たしている一方、人口の集中・産業集積に伴う都市的課題に対応するための都市インフラの整備や福祉等、大都市特有の財政需要を抱えているが、税財政上の措置は十分ではない。

[要 望 内 容]

今後も増大する財政需要や大都市特有の財政需要、地方税等の収入を地方財政計画に適切に計上し、必要な地方交付税額を確保した上で、算定においても的確に反映させるべきである。なお、地方交付税を補助金のような政策誘導手段として用いることや、地方交付税額の大都市に限定した削減並びに地方が保有する基金の増加や現在高を理由とした削減は決して行うべきでない。

また、地方交付税の具体的な算定方法を早期に明示することにより、各地方自治体における予算編成に支障が生じないように地方交付税額の予見可能性を確保すべきである。

【地方交付税の状況】

	平成15年度 決定額	令和5年度 決定額	増減額	増減率
全国総額	18兆 693 億円	18兆9, 353億円 (18兆6, 243億円)	8, 660億円 (5, 550億円)	4. 8% (3. 1%)
市町村分	8兆 908 億円	9兆2, 632億円 (9兆1, 282億円)	1兆1, 724億円 (1兆 374億円)	14. 5% (12. 8%)
指定都市総額	9,433 億円	9, 653億円 (9, 356億円)	220億円 (▲77億円)	2. 3% (▲0. 8%)

注1 指定都市総額には、平成16年度以降に指定都市となった相模原市・新潟市・静岡市・浜松市・堺市・岡山市・熊本市も含む。

2 地方交付税(全国総額・指定都市総額)のうち、令和5年度決定額には震災復興に係る特別交付税を含まない。

3 ()内は臨時財政対策債償還基金費を除いた場合の金額等

要望②

地方財源不足の解消は、地方交付税の法定率引上げなどにより対応し、臨時財政対策債は速やかに廃止すること。

[現状と課題]

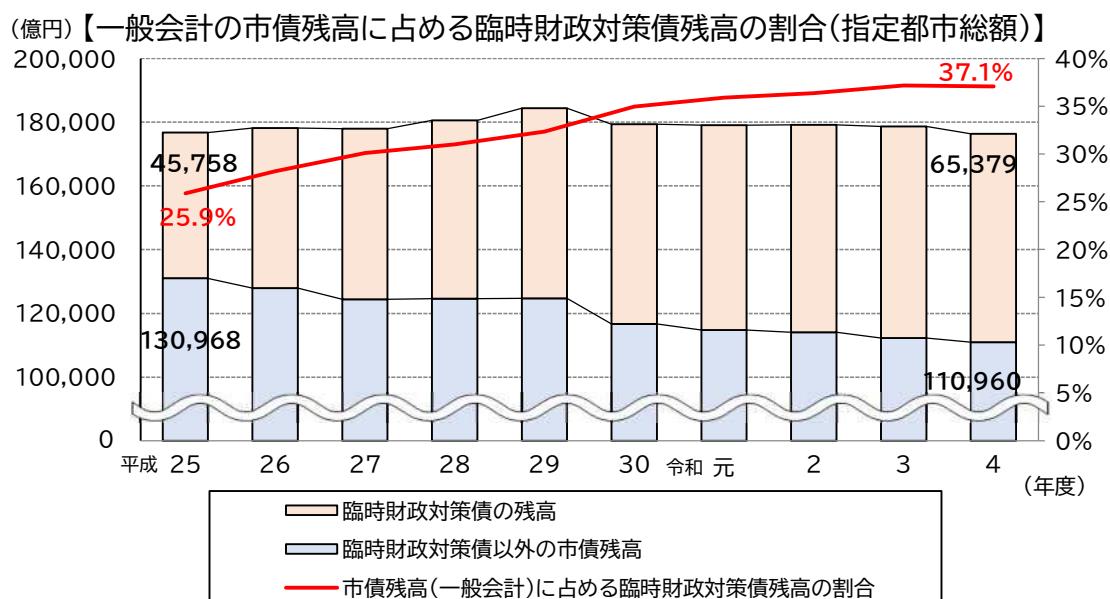
臨時財政対策債は、地方財源不足の解消のため、平成13年度から3年間の臨時的措置として導入されて以来、繰り返し延長されている。また、臨時財政対策債の総額は抑制が図られているものの、相対的に指定都市への配分割合が大きいため、指定都市の市債残高に占める臨時財政対策債残高の割合は拡大しており、市債発行額抑制や市債残高削減の支障となっている。

[要望内容]

地方財源不足の解消は、国の責任により地方交付税の法定率引上げなどによって対応し、臨時財政対策債は速やかに廃止すべきである。また、既往債の元利償還金については、その全額を将来にわたり確実に措置すべきである。

【臨時財政対策債の配分状況】 (令和5年度決定額)

全国総額	指定都市総額
臨時財政対策債 9,946億円(5.0%)	臨時財政対策債 2,301億円(19.2%)
地方交付税 18兆9,353億円(95.0%)	地方交付税 9,653億円(80.8%)



注1 各年度の数値は決算額である。

2 残高は、満期一括償還に備えた減債基金積立額を控除した額である。

9 地方債制度の充実

要 望 ①

公共施設等適正管理推進事業債については、公用施設も対象とするとともに、長期的な視点で計画的に対策を進められるよう、恒久的な措置とすること。

〔現状と課題〕

公共・公用施設の老朽化が進むとともに、昨今の大規模災害を教訓とした災害への備えが急務であるため、財政的な負担が増す見込みであるが、公共施設等適正管理推進事業債は長寿命化事業など対象事業の一部について公用施設が対象とされていない。また、時限的な措置となっているため、公共施設等の更新・統廃合・長寿命化などを長期的な視点で進めることができない。

〔要 望 内 容〕

公共施設等適正管理推進事業債については、全ての対象事業で、災害対策等において重要な役割を担う庁舎や消防署などの公用施設を対象とするとともに、公共施設等総合管理計画に基づき、長期的な視点をもって対策を進める必要があることから、令和8年度までの時限措置でなく、恒久的な措置とすべきである。

要 望 ②

地方債のうち公的資金について、借入条件を改善し、指定都市への配分を増やすとともに、地方債の償還期間については、施設の耐用年数に応じた弾力的運用を行うこと。

〔現状と課題〕

公的資金については、借入利率の小数第2位以下を切り上げることなどにより、利率が高くなることに加え、指定都市への配分が少ない。

また、一般会計債における地方債の償還期限は、原則30年以内とされているが、法定耐用年数が30年を超える施設が存在し、世代間で負担の公平性が保たれていない。

〔要 望 内 容〕

将来の公債費負担を軽減するため、地方債のうち公的資金について、貸付金利の設定を全て小数第3位へ引き下げるなど、負担軽減に寄与する借入条件の改善を図るとともに、安定的な資金量の確保により指定都市への配分を増やすべきである。

また、地方債の償還期間については、施設の耐用年数に応じて延長を図るなど、弾力的運用を行うべきである。